

一般社団法人 福井県産業廃棄物協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、産業廃棄物の適正処理の推進および再生利用等の調査・研究、普及啓発等にかかる事業を行うことにより、産業の健全な発展ならびに生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、もって県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理に関する広報、普及・啓発および助言
- (2) 産業廃棄物の適正処理に関する調査研究ならびに研修・講習会、セミナー等の実施
- (3) 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の新規または更新許可申請に関する講習会などの開催協力
- (4) 県等の要請による災害廃棄物処理支援ならびに不法投棄産業廃棄物等の適正処理に関する事業
- (5) 産業廃棄物処理業者が行う経営改善等に関する指導および助言
- (6) 会員その他排出事業者等の資質向上のための勉強会ならびに各種情報の提供
- (7) 会員相互の交流または親睦に関する事業
- (8) 産業廃棄物処理に関する公益社団法人全国産業廃棄物連合会からの受託事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第5条 当法人の財産は次のとおりとし、その運用は理事会の決議で別に定める規程に基づき、会長（第30条の規定により選任された者、以下同じ）

が行う。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 定款で定める入会金および会費
- (3) 当法人に寄付を受けた金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 当法人の会計は、「公益法人会計基準」等、公益法人等が行う一般に公正妥当と認められる方法に従うこととし、その詳細は理事会の決議を経て、別に定める経理規程によるものとする。

(経費の支弁)

第6条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第8条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第9条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 当法人の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算関連書類は、社員総会終了後に当法人の運営するホームページにおいて掲示する。

(借入金)

第10条 当法人が資金の借入れをしようとする場合は、当該年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において過半数の決議を経なければならない。

## 第4章 会 員

(種別)

第11条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく許可を受け、福井県内において産業廃棄物の運搬、処理もしくは再生利用を行うものおよび産業廃棄物を排出する事業者またはこれらのもので組織する団体で、当法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

当法人の目的や事業内容に賛助するため入会した個人または団体

(3) 名誉会員

当法人に功労のあったものまたは学識経験者等で、社員総会において推薦されたもの

(入会)

第12条 当法人に正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があった時に正会員または賛助会員となる。

(入会金および会費)

第13条 正会員および賛助会員は社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第14条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第26条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散または破産したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 廃棄物処理法により許可の取り消し処分を受けたとき。
- (5) 1年以上会費を滞納したとき。
- (6) 正会員の総意による時。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第17条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届け出)

第18条 会員が次のいずれかに該当することとなった場合は、すみやかに届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名（法人や団体にあつては主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名）を変更したとき。
- (2) 廃棄物処理法に基づく許可を受け、新たに事業を追加したとき。
- (3) 事業の全部または一部を廃止もしくは休止したとき。

(社員名簿)

第19条 当法人は、社員の氏名または名称および住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第5章 社員総会

(種類)

第20条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事から開催請求があり、理事会において必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した事項および招集理由を記載した書面による請求があったとき

3 社員総会の運営に関する事項は、社員総会の決議を経て別に定める運営規則による。

(構成)

第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員および名誉会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第22条 社員総会は、一般法人法に規定する事項ならびにこの定款に定める事項を決議する。

2 当法人の定款に定める議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会員の除名

(2) 理事および監事の選任または解任

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業計画ならびに収支予算の承認

(5) 事業報告ならびに収支決算の承認

(6) 入会金および会費の決定

(7) 長期借入金および重要な財産の処分ならびに譲り受け

(8) 合併、解散、事業の全部または一部の譲渡ならびにそれらに伴う財産の処分

(9) 役員報酬を支払う場合にあつてはその額の決定

(10) 委員会および部会の設置

(11) 理事会において社員総会に付議すると決定した事項

(招集)

第23条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、第20条第2項第1号または第2号の規定に基づく請求があったときは、その請求から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の7日前までに各社員に対して通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員の3分の2以上の議決をもって決する。

- (1) 会員の除名に関する事項
- (2) 監事の解任に関する事項
- (3) 定款の変更に関する事項
- (4) 他の法人との合併、解散または事業の全部もしくは一部の譲渡

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、または、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第25条および第26条の規定については、その正会員が出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には議長および会長ならびにその総会において選任された正会員の議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第6章 役員

(種類および定数)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上18人以内
- (2) 監事 2人以内

- 2 当法人は、参考意見を求めるために顧問若干名および相談役若干名を置くことができる。ただし、顧問および相談役は、法人の運営には加わらない。

(選任等) <H28.5.23 2項および5項を一部改正>

第30条 理事および監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員および総会で選出された学識経験者の中から選定し、代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。また、必要に応じて常務理事を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 顧問および相談役は、会員の内外から選出することができるものとし、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 6 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより当法人の業務執行を決定する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事および常務理事は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 会長は、3カ月に1回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすること
- (3) 理事会に出席して、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令や定款に違反あるいは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の開催を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する

こと

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反して著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告すること
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第33条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事または監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として新たに選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第34条 理事および監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を放棄したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、もしくは耐えられないと認められるとき
- (3) 当法人が目的としている事業を妨害、または妨げようとする意図が明らかなきとき

(報酬)

第35条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事および監事には、費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第37条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面で招集請求があったとき

(3) 第32条第5号の規定に基づき、監事から招集請求があったとき  
(審議事項)

第38条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 定款において社員総会で定めるとした以外の各種規程の制定、変更および廃止

(4) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職

(5) その他当法人の業務執行のうち、定款に社員総会で定めるとしたものを除いた事項

(招集)

第39条 理事会は、第32条第5号の規定に基づき、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故ある時は新しい会長が選任されるまでの間は、あらかじめ理事会で定めた副会長の一人が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに各理事に通知しなければならない。ただし、通知のいとまがない場合は、あらかじめ7日前までに電話等により通知したのちに文書を発することができる。

3 理事会は、必要があるときは理事以外の者の参加を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故ある時は新しい会長が選任されるまでの間、前条1項但し書きの副会長が議長を務める。また、監事が招集した理事会の議長は、出席した理事の互選により定める。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事のうち、議長を除く過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、

理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 前項の議事録には会長ならびに監事が記名押印する。

## 第8章 定款変更、合併、解散等

(定款変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第45条 当法人は、社員総会の決議によって、他の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 当法人が解散等により清算をする場合は、その有する財産を社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人もしくは国、地方公共団体に帰属させることとする。

## 第9章 委員会および部会

(委員会および部会の設置)

第48条 当法人は、社員総会の決議を経て、所要の委員会および部会を設置することができる。

第49条 委員会および部会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

- 2 委員会および部会の活動に必要な経費は、協会の収支予算に計上する。

## 第10章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長ならびに所要の職員をおく。
- 3 事務局長および重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第51条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければ

ればならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事および職員の名簿ならびに履歴書
- (3) 認可、許可ならびにこれらの登記に関する書類
- (4) 定款に定める社員総会、理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画および収支予算書
- (7) 事業報告および収支決算書等の計算書類
- (8) 監査報告書
- (9) 会員名簿ならびに会員の入会・退会に関する資料
- (10) その他法令、定款で定める帳簿ならびに書類

2 前項各号に定める書類の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第52条 当法人の公告は官報に登載する方法によるほか、当法人が運営するホームページに掲示する。

## 第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議を得て別に定める。

## 附則

- 1 この定款は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大家清紀とする。
- 3 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行った時は、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成28年5月23日定款の一部改正。＜第30条関係＞